

# 薬物再乱用防止プログラム

## 対象

- 保護観察に付されることとなった犯罪事実に、指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等に当たる事実が含まれる仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年又は少年院仮退院者（**特別遵守事項で受講を義務付けて実施**）
- ※ 保護観察付全部猶予者及び保護観察処分少年については、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- ※ 保護観察処分少年及び少年院仮退院者については、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者

**教育課程**：ワークブック等に基づき、保護観察所において、個別又は集団処遇により学習（保護観察官が実施）

### コアプログラム（全5回）

：おおむね2週間に1回の頻度で原則として3月程度で全5回を修了

- 依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに、再び乱用しないようにするための具体的な方法を習得させる。

- 第1回 薬物依存について知ろう
- 第2回 引き金と欲求
- 第3回 引き金と錨
- 第4回 「再発」って何？
- 第5回 強くなるより賢くなる

### ステップアッププログラム

：おおむね1月に1回とし、発展課程を基本としつつ、必要に応じて他の課程を、原則として保護観察終了まで実施

- コアプログラムで履修した内容の定着を図りつつ、薬物依存からの回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させることを主な目的とする以下の3つの課程

#### 【発展課程】

コアプログラムで履修した内容を定着、応用、実践させる（全12回）。

#### 【特修課程】

依存回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させる。

- A アルコールの問題
- B 自助グループを知る
- C 女性の薬物乱用者

#### 【特別課程】

①外部の専門機関・民間支援団体の見学や、②家族を含めた合同面接をさせる。

### 簡易薬物検出検査

- 教育課程と併せて、尿検査、唾液検査又は外部の検査機関を活用した検査により実施。
- 陰性の検査結果を検出することを目標に断薬意志の強化を図る。

保護観察開始

保護観察終了